

—— 組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より ——



「子どもを持つと生活が厳しくなる。」これが「子育て罰」と言われる日本の現状です。

出生数は80万人割れ、民主党政権で進んだ子ども・子育て政策が後退した「失われた10年」。20代の人口が急激に減少する2025年までに予算や施策を集中することが必要です。

私は今議会で、それぞれの多様な生き方や人権を尊重するとともに、結婚や子どもをもちたい人の希望を叶える群馬を実現したいと思います。そのためには、子ども・子育て予算を増やし、結婚・出産・子育て・育ちや学びを阻む壁を取り除いていかななくてはなりません。

これまでの政策では小粒的の外れ、児童手当は少額で、所得制限あり。高校授業料無償化も、所得制限あり。保育士配置基準は改善せず。未婚者の増加に対する長期的で直接的な対策が不十分。非正規雇用者対策が不十分。住宅支援は、ほぼ皆無。利用しにくいリカレント教育。

まず取り組むべきことは、徹底した歳出改革です。その上で、不足する財源については、公平・公正な税制改革等により確保を図るべきだと考えています。

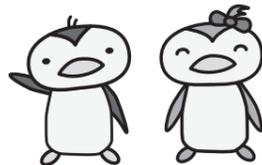
子ども子育て政策実現のための財源確保の方向性をしっかり示していきたいと思います。

群馬県教組第136回定期大会

群馬県教組第136回定期大会が開催されます。今、学校は教員不足や長時間労働など様々な課題を抱えています。

代議員の皆さんからの状況報告、熱い意見や提案などをお待ちしています！

- 日 時：2023年5月29日（土） 10:00～15:00（予定）
- 場 所：群馬県教育会館（5階大会議室）
- 議 題：2022年度一般経過報告案
2022年度決算報告案
2023年度運動方針案
2023年度予算案
2023年度スローガン（案）
会計監査委員・執行委員・特別執行委員の承認・機構整備委員会答申・特別決議 など



組合加入はスマートフォンインターネットからも！ 仲間の声を広げよう！ 組合加入はこちら→



GTU Archives

群馬県教組アーカイブス

群馬県における勤評闘争 6

5月10日の予備折衝で県教委の齋藤委員長は、「すでに話し合いの段階は過ぎている。話をつける時期だ。」と一方的に協議を打ち切り退席してしまいました。5月15日、翌日に臨時教育委員会を開く通知と傍聴券3枚が県教委から届きました。地協連絡協議会が急遽開かれ、「組合と話し合いを続けるべきだ」と県教委に申し入れたのですが、県教委はこれに応えず、強引に勤務評定の規則を制定しようとしていることが明らかになりました。県教組本部と支部の代表18名は午後5時半から県庁内でハンストを行いました。午後9時、警官によって退去させられてしまいました。16日は朝から県庁前に集まった1500人の組合員が「勤評反対！」と抗議のシュプレヒコールをくり返す中で、10時に臨時教育委員会が開会。冒頭、組合代表から交渉打ち切り、警官導入に抗議と交渉再開の要求を行いました。齋藤委員長は発言を中止させ、退去を命じ、勤評規則を上程しました。短時間の形式的な審議を経て勤評規則は決められてしまいました。

17日、県教組は「勤評規則制定抗議大会」を県内各地で開催、地協連絡協議会も「勤評規則の制定は甚だ遺憾である」とする声明を出しました。7月4日、県教委は校長会と市町村教委に「勤務評定実施要領」を内示しましたが、高校長会は校長会の要望を入れなかったことへの不満を表明、県教委に申し入れを行いました。

中央ろうきん お役立ち情報やキャンペーン情報などをお届けしています。お友だち登録をお願いします！

LINE 公式アカウント

「お友だち登録」方法

- 二次元コードから
LINEの友だち追加画面で右記「二次元コード」を読み取り、追加ボタンをタップして登録。
- 友だち検索から
LINEアプリホーム画面の「検索窓」に、「中央ろうきん」と入力して検索し、追加ボタンをタップして登録。
- ID検索から
LINEの友だち追加画面で「検索」を選択のうえ「@chuorokin」と入力して検索し、追加ボタンをタップして登録。

（中央ろうきん）へ取次ぎを希望の方は組合事務所まで商品の詳細は（中央ろうきん）群馬県内各支店へお問い合わせください 2023年5月1日現在



発行所
前橋市大手町3の1の10
（教育会館）
電話（027）231-1151（代）
群馬県教職員組合
http://gtunet.com

群馬県教職員組合HP
QRコード

上限時間越え 小学校64.5% 中学校77.1% 文科省が「教員勤務実態調査」速報値を公表

4月28日、文科省は昨年実施した「教員勤務実態調査」の集計速報値を公表しました。

調査結果によると、教員の平日1日当たりの勤務時間（持ち帰り仕事時間を含む在校等時間）の平均は、小学校では10時間45分、中学校では11時間1分となり、国が時間外労働時間の上限と定めている月45時間を超えるとみられる教員が、小学校の64.5%、中学校の77.1%にのぼることが明らかになりました。また、「過労死ライン」と言われる時間外労働が月80時間を超える教員は、小学校で14.2%、中学校で36.6%でした。

また、下の表のとおり、教員の1日の時間外労働時間の平日20日分と休日10日分を合算して1か月分として換算すると、教員の1か月の平均時間外労働時間は、小学校で66時間、中学校で88時間20分となります。

昨年の連合総研による勤務実態調査結果と比べると時間外勤務時間が少ない結果となっているものの、この調査でも教員の長時間労働の実態が改めて浮き彫りになったと言えます。

教員1日あたりの勤務時間（10月・11月）

	平日	休日（土日）
小学校	10時間45分	36分
中学校	11時間1分	2時間18分

教員の時間外勤務時間の平均（10月・11月）

1日あたりの時間外等勤務時間（持ち帰り仕事時間含む）

	平日	休日（土日）
小学校	3時間	36分
中学校	3時間16分	2時18分

1か月あたりの時間外等勤務時間（持ち帰り仕事時間含む）

	平日（20日）	土日（10日）	1か月合計
小学校	60時間	6時間	66時間
中学校	65時間20分	23時間	88時間20分

職場の「学校の働き方改革」に関する意見を投稿してください。日教組では長時間労働は正にむけたとりくみとして、「学校の働き方改革意見投稿フォーム」を作成しました。あなたの職場の実態をQRコードから投稿してください。



～長時間勤務解消・教員不足解消のために～ 給特法の廃止・抜本的見直しが必要です

教員不足を解消するためには、教職員の病休、退職、離職を減らすとともに、教員志望者を増やすことが必要です。そのためには、教員の長時間労働の是正が不可欠です。政府は教員の勤務について定めた「給特法」が教員の勤務実態に合っていないとして給特法の見直しをすすめるようとしています。しかし、政府の方針は、給特法の枠組みを維持したまま、教職調整額の微増や手当の新設をおこなうというものです。その程度の見直しでは、長時間労働の解消ができるはずがありません。教職員の長時間勤務を是正するためには、給特法の廃止・抜本的な見直しが必要です。

中学校の部活動指導をはじめ、授業準備や成績処理等の多くを教員が勤務時間外に行わざるを得ない現状です。にもかかわらず、給特法によって時間外勤務を命じることができる「限定4項目」以外の業務については、自主的・自発的に行っているということになっています。この実態が無定量な時間外労働を生んでいると言えます。

学校の長時間労働を是正し、教職員が健康に働き続けられる職場にするためには、給特法の廃止・抜本的な見直しをおこなって、民間労働者と同じように時間外手当等の支給をすべきです。そうすることが、学校現場の業務改善・長時間労働の是正に結びつくと考えます。

文科省「教員勤務実態調査 速報値公表」に対する書記長談話

2023年4月28日

(一部抜粋) 日本教職員組合書記長 山木 正博

改正給特法が施行されてから3年が経過したにもかかわらず、長時間労働の是正に至っていないことは看過できない。教職員の精神疾患、離職、欠員を減らすとともに、志望する若者を増やすためにも、正規の勤務時間内に授業の準備や成績処理等を終えられるような業務量とすることが必要である。そのためにも、早急な業務削減と持ち授業時数の上限設定を含めた定数改善が不可欠である。

今回の速報値の公表に先立って行われた文科省の調査研究会等では、給特法について、あくまで枠組みを維持し、教職調整額の見直しや新たな手当の創設等を行うべきとの意見が挙げられている。しかし、処遇面の措置で長時間労働は是正されない。教員は様々な業務におわれ、授業の準備や成績処理等を正規の勤務時間外に行わざるを得ない現状にある。にもかかわらず、給特法があるために、正規の勤務時間外に行う超勤4項目以外の業務については「自主的・自発的」に行っているという実態と乖離した法的評価がされてしまっている。給特法の廃止・抜本的見直しを行い、民間労働者と同様に、教員についても業務に従事した時間を「勤務時間」と認めるべきである。さらに、長時間労働を抑制させるためにも、時間外勤務手当・休日勤務手当を支給させるという財政的サンクションを課せるようにする必要がある。今後、行われる中教審においては、このような議論が行われるべきである。

日教組は、教職員の生活時間を取り戻し、だれもが安心して働き続けられる職場、すべての子どもにゆたかな学びを保障する学校をめざし、「学校の働き方改革」のとりくみを強化する。以上

交渉の成果！産休代替教職員の早期配置が実現しました

昨年8月に実施された「教育予算要請行動」で女性部から「産休の代替者は学期のはじめから任用すること。」という要請をしました。続く秋の交渉でも同様の要求をしました。その結果、今年度より「1学期中に産育休者となる教職員の代替者を4月から前倒して任用する」ことになりました。県教委によると「昨年度2月に希望調査を実施し、希望した学校に対し4月からの配置を検討し配置した」とのことです。

実際に代替者が配置された2校から感想が寄せられましたので紹介します。

○5月20日から産休に入る体育教諭の産育休代替として、代替者が4月から勤務しています。

本校は1年5クラス、2年5クラス、3年4クラス、特別支援2クラスで、体育の授業は5クラスの学年は3クラスと2クラスに分かれて実施しています。基本的に3クラスの授業は3人で、2クラスの授業は2人でありますが、そこに4月から産育休代替教諭が入ったおかげで、現在は3クラスを4人で、2クラスを3人で見ることができ、おながが大きくなった先生が少しでも具合が悪いときにはすぐに大事をとって休むことができます。このような良い制度はこれからもずっと続いて欲しいと思います。

○本校の特別支援学級は知的と情緒の2学級ですが、知的学級担任が5月から産育休に入ります。従来なら年度初めの途中で担任交代となり、児童・保護者共に不安になってしまうところですが、今年度は違います。「1学期中に産育休代替者の前倒し任用」の導入で、知的学級担任2名での新学級がスタートできました。代替者が年度当初より配置されたことにより新学期に不安を抱えている児童に対してきめ細やかな支援ができました。また、担任間の情報交換も十分にできました。なんといっても学級担任が変わらないということが児童にとって一番安心できることだと思います。この制度がさらに拡充できると、「児童も保護者も教員も笑顔」が増えると思います。

このように年度初めから代替者が配置された学校で大好評のようです。

県教組では、さらにこの制度が充実するよう要求をしていきます。

2023年度夏季研究集会等の開催日程について

日教組が主催する度夏季研究集会等の開催日程と場所の一覧です。久しぶりに対面開催となる研究会もあります。詳細が分かり次第、支部を通じてお知らせします。ぜひ参加してください。

集会名	日時	場所
日教組障害児教育研究会	8月4日(金)～5日(土)	日本教育会館
TOMO-KEN	10月7日(土)～8日(日)	日本教育会館
母と女性教職員の会全国集会	8月2日(水)	日本教育会館
両性の自立と平等をめざす教育研究会	8月3日(木)	日本教育会館
全国学校現業研究集会	8月5日(土)～6日(日)	日本教育会館
関東地区「母と女性教職員の会」	8月8日(火)	千葉県・千葉市(オンライン)
日教組関東ブロック青年交流集会	未定	栃木県
関東地区カリキュラム編成講座	8月18日(金)～19日(土)	群馬県・高崎市
日教組全国学校事務研究集会	7月29日(土)～30日(日)	千葉県教育会館
日教組養護教員部研究集会	7月29日(土)～30日(日)	新潟県・越後湯沢
日教組栄養教職員研究集会	7月29日(土)～30日(日)	日本教育会館
全国組合書記・職員研究交流セミナー	9月28日(木)～29日(金)	日本教育会館
臨時・非常勤教職員等全国交流集会	8月26日(土)	日本教育会館
原水禁世界大会・福島大会	7月29日(土)～30日(日)	福島市
原水禁世界大会・広島大会	8月4日(金)～6日(日)	広島市
原水禁世界大会・長崎大会	8月7日(月)～9日(水)	長崎市
関東地区障がい児教育部学習会	未定	群馬県

9条を守ろう！生かそう！広げよう！

5.3市民の集い

5月3日(水)、「9条を守ろう、生かそう、広げよう！5.3市民の集い」が教育会館5階大ホールで開かれました。

集会では、元参議院副議長の角田義一さんから「憲法と政治を語る」と題した講演をしていただき、その後、中沢啓治さんの記憶をたどる記録映画「はだしのゲンが見たヒロシマ」を視聴し、憲法の平和主義を広げることの大切さと、人類は核とは共存できないことを、改めて確認しました。

角田さんは、最近の選挙には有権者の6割が投票に行っていないことを、「一部の者が羊のように国民を扱い、言いなりになるのが6割もいる」と指摘。国会では、「悪

党連合」が、原子力政策、保険証をとりあげマイナンバーカードへ、軍需産業を支援する法案など、短期間に悪法をどんどん作っていくと、現在の状況を憂い、「どう闘うか真剣に考えなくてはならない」と述べました。

また、「ウクライナの様子は、子どもの時に見た焼け野原となった前橋を思い出させる。戦争だけは絶対にやってはならない。一旦始まればいつ終わるとも知れない。なぜ回避できなかったか、戦争をしない外交をしなくてはならない。」「岸田は防衛三文書を改定した。これではミサイルの撃ち合いになり、国内に米軍基地が何カ所もあることから、日本全土が報復の対象となる。さらに自衛隊が米軍の指揮下に入ることになる。」と指摘しました。また、台湾有事は避けられること、北朝鮮とも直接話し合うこと、絶対に戦争をしてはならないという考えで中国とも話し合うことが必要だと述べ、最後は「民衆の力を信じたい」と結びました。

教員採用試験対策講座開催

4月15日(土)、群馬県教育会館において、教員採用試験対策講座の1回目が開催され、未加入者を含めた臨時採用教員が参加しました。

講座の前半は、「試験の準備」「自己の教育観を固めよう」「自己PRの書き方」等、採用試験に臨むにあたっての心構えや準備についての講義がありました。

後半は、「個人面接に備えての準備」についての講義の後、面接の実践練習をおこないました。実践練習では、自分の目指す教師像や教育観を自身のエピソードを交えて話すことを目標として、3グループに分かれて2回ずつ練習をしました。

最後に講師の方から、「自分自身の教育観について、エピソードを交えて、掘り下げて説明できること」「日頃の授業や学校生活を通じて、しっかり自身の教育観を固めることが大切である」との総括(まとめ)がありました。

2回目以降の講座日程は次の通りです。最終締め切りは5月22日となっています。

組合未加入者が参加する場合は、組合加入が必要です。

<講座日程>

第2回 6月3日(土)14:00～16:15 個人面接のポイント・面接練習

第3回 6月24日(土)14:00～16:15 個人面接のポイント・面接練習

第4回 7月22日(土)14:00～16:15 集団面接のポイント・集団面接練習



面接練習後の参加者へのアドバイス



申し込み QR コード

再任用職員の待遇改善を重ねて要求 県職連人事員会事務局長交渉

4月26日に、県職連は県人事員会事務局長交渉をおこない、県教組からは小濱執行委員長、熊井書記長を含む5名が交渉に参加しました。交渉では、人事委員会に提出した要求内容に対しての回答を受けたのち、各単組からの要請を行いました。

県教組は、前回の交渉に引き続いて「再任用職員の待遇改善」と「教員の長時間勤務の是正」を求めました。再任用職員の給与等の待遇が悪いために、再任用期間であるにもかかわらず再任用を希望しない教職員が増加しており、教員不足の一因となっています。

子どもたちの豊かな学びの実現のためにも、早急に再任用職員の待遇改善を図る必要があります。

県人事委員会：都道府県や政令指定都市等に設置される行政委員会。代表的な業務としては、地方公務員の労働基本権制限の代償機関として中立的な立場から公務員と民間の給与等の格差を調査し、毎年秋に、職員の給与や勤務条件に関する勧告・報告を行う。委員会の下に事務局が設けられ、実務を行っている。今回の交渉はこの事務局に対して行った。

